

「任意後見制度」～将来に備えて～

認知症や障がいなどで判断能力が衰えた場合に備えて、信頼できる人に財産の管理や契約の手続きを依頼する制度です。

任意後見制度は判断能力が十分にある方が対象です。判断能力が不十分な方は、成年後見制度の対象になります。地域包括支援センターは成年後見制度に関する相談窓口も行っています。ぜひご活用ください。

どんな時に利用するの？

- ・認知症になったときにお金などの財産の管理が心配
- ・将来判断能力が低下した時、施設に入所する際の契約を手伝ってもらいたい
- ・障がいのある子どもの将来が心配
- ・自分が信頼している人に将来のことを任せたい
- ・自分の将来のことは自分で決めておきたい



どんなことをしてくれるの？

- ・本人の預貯金の管理・払い戻し
- ・不動産等の重要な財産の処分
- ・介護サービス利用に関わる契約
- ・施設入所に関わる契約

他にも任意後見人との契約によっては

- ・定期的に訪問し本人の様子を確認する「見守り契約」
- ・本人が亡くなった後の葬儀の手続きや支払いなどを代わりに行う「死後事務委任契約」等があります。

○お問い合わせ先 地域包括支援センター（内線602）

要介護認定を受けた方の障害者控除について

令和7年12月31日において、要介護1から要介護5に認定された65歳以上の方で、障害者控除に該当する場合には、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税等の申告をする際にこの証明書を添付することで、障害者控除対象者に認定された本人、その扶養家族が控除の適用を受けることができます。申請を希望される場合は、健康福祉課医療介護保険室までご相談ください。

なお、申請の際は、対象者本人の介護保険被保険者証と申請に来られる方の印鑑をご持参ください。障害者控除対象者認定は申請を受けた後、主治医意見書及び調査票をもとに判定します。

※家族の方が申請する場合、身分を証明するもの（個人番号カード、運転免許証等）が必要になりますのでお持ちください。

○お問い合わせ先 医療介護保険室（内線609）

こんなことでお悩みではありませんか

- ・家族が閉じこもったまま出てこない…
- ・人と関わりたくない…
- ・ひきこもった家族をどうしたらいいの？
- ・親が亡くなつたあとのが心配…

「ひきこもり」は個人や家族の責任ではありません。また、国の調査では、ひきこもっている人の5割以上が「解決できないと思う」「うまく話せないと思う」などの理由から「相談したくない」と答えています。本人が自ら声をあげるのは難しい場合があり、本人に代わり家族や代理の方が相談することもできます。年代に関係なく相談を受け付けていますので、まずは相談すること、繋がることから始めてみませんか。

各種相談先一覧

からだやこころの健康に関する相談

- ・保健師が相談に応じます

健康センター 健康づくり推進室
☎0233-43-3117
(平日8:30~17:15)

生活や仕事の相談

- ・生活困窮者自立支援相談
- ・就労準備支援
- ・家計改善支援

生活自立支援センターもがみ
☎0233-32-1585
(平日9:00~17:00) 新庄市堀端町8-3

悩みを抱える若者の居場所 親同士の交流

フリースペースたまりば
☎080-3144-3009

平日13:30~18:00
第1・第3日曜日9:00~18:00
新庄市若葉町1番4号

生活費や家庭の相談

- ・生活相談
 - ・生活保護
 - ・家庭相談
- 健康センター 地域包括支援室
☎0233-43-3117
(平日8:30~17:15)

子どものひきこもりの相談

- ・学習支援
- ・子育て相談
- ・家庭相談

教育文化課 学校教育室
☎0233-43-2053
(平日8:30~17:15)

こども支援課 こども家庭支援室
☎0233-43-2247
(平日8:30~17:15)



「生活状況に関するアンケート」ご協力の御礼

令和7年10月に実施した「生活状況に関するアンケート調査」にご協力いただき、誠にありがとうございました。

対象となる1,569世帯にアンケートを配布し、647世帯の方からご回答をいただき、回収率は約41%となりました。お忙しい中、また、答えにくい内容も含まれる中で、多くの回答をお寄せいただいたことに心より感謝申し上げます。皆さまからいただいたご意見は、今後の支援のあり方や、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域づくりを進めていくための大変な資料として活用させていただきます。

今後も町民の皆さまの思いに寄り添いながら、取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○お問い合わせ先 地域包括支援室（内線601）

広報もがみ 令和8年1月号 1月22日発行 №898 [12]